

完了検査（省エネ基準関係）について

■ 完了検査について

完了検査では、省エネ基準への適合性確認に要した図書どおりに施工されていることを、工事監理の実施状況や現地検査により確認を行います。

完了検査申請時に提出していただく書類

- ◎ 工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書
- ◎ 軽微な変更がある場合：表の書類
- ◎ 「木造住宅のための工事監理チェックシート」（別紙１）

※センター以外で省エネ適判や設計住宅性能評価、長期使用構造等の確認を受けた場合は、省エネ適判等に要した図書・書類の提出が必要です。

検査時に準備をお願いする書類

- ◎ 工事監理者が確認した書類
→ 「完了検査（木造住宅） 事前準備資料」（別紙２）

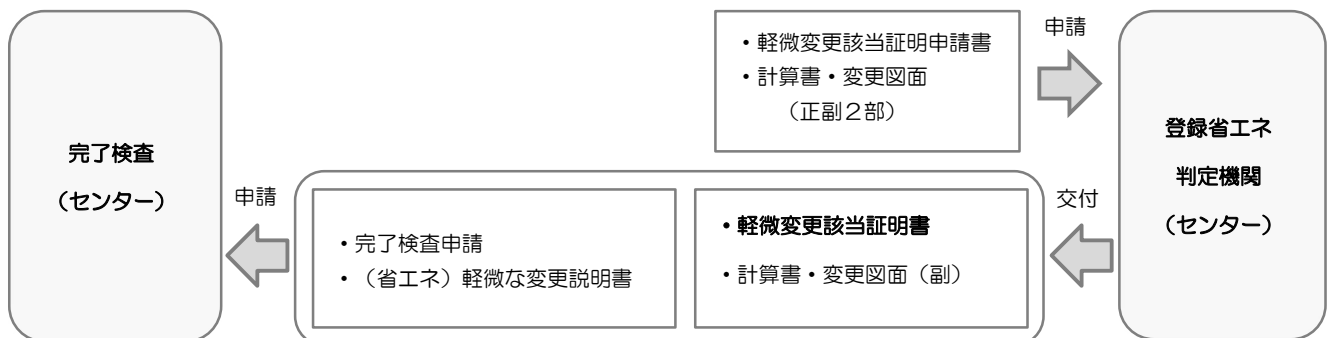
■ 省エネ計画に軽微な変更が生じた場合

建物用途の変更など計画の根本的な変更は、省エネ適合性判定の計画変更の手続きが必要となりますが、その他の変更は軽微な変更（表）の手続きをお願いします。

■ 表：省エネ計画に関する軽微な変更のルートと手続き

変更内容		完了検査申請に併せて提出する書類
ルート A	省エネ性能が向上する変更	・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ・添付図書
ルート B	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更	
ルート C	再計算によって基準適合が明らかな変更	・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ・添付図書 ・軽微変更該当証明書（図により取得してください） （登録省エネ判定機関（センター）より交付）

■ 図：軽微変更該当証明書 手続きフロー



▶ ルート C 及び計画変更となった場合は、登録省エネ判定機関での手続きが必要となり、審査に時間を要します。

▶ 変更に係る証明書（軽微な変更該当証明書もしくは再適判後の適合判定通知書）の交付が間に合わない場合、完了検査を行うことが出来ませんのでご注意ください。

